

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年1月18日開催 投資信託協会]

1. フィッシング対策の強化について

- 令和5年初から11月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数5,147件、被害額約80億円となっている。これを踏まえ、2023年12月25日に、金融庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf)」

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

2. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 2021年4月に要請した「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が2024年3月に到来する。
- 各社におかれては、態勢整備を着実に進めていただいていると認識しているが、期限まで残り3か月を切る中、確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

3. Japan Fintech Week開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。

- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- 従来のFIN/SUMと比較して、海外からの参加者が大幅に増加する見込みであり、例えば、コンプライアンス高度化やDXに関するソリューションを提供するフィンテック事業者等の来日が予定されている。また、パネルディスカッションやラウンドテーブルにおいては、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUMアフターパーティーを含めて是非足を運んで頂きたい。

(参考) Japan Fintech Week 概要

- 日時：2024年3月4日(月)～8日(金)【コアウィーク】
- 会場：都内各地
- 主催：金融庁
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考)：FIN/SUM 概要

- 日時：2024年3月5日(火)～8日(金) [4日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール(後日アーカイブ配信)
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：2024年1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

4. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般(2023年12月13日)、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、2023年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、ご確認いただきたい。
- 「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナー

ーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。

- (1) 資産運用業の改革
- (2) アセットオーナーシップの改革
- (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
- (4) スチュワードシップ活動の実質化
- (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

※1 「資産運用立国実現プラン」(内閣官房 HP)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_tori_matome/plan.pdf

※2 資産運用立国に関する金融庁の取組(金融庁 HP)

<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識している。今後、プランに従って各種取組を精力的に進めていくこととしている。
- 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組に引き続きご協力いただきたい。また、引き続き、様々なご意見をいただきたい。

5. 令和6年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和6(2024)年度税制改正要望においては、
 - ・「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現
 - ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・保険
 - ・暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2023年12月14日に公表された与党税制改正大綱においては、

- ・ NISA の利便性向上等
- ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の3年延長
- ・ トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置

など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

- なお、「金融所得課税の一体化」については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されている。
- また、「上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し」については「納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組みを行っていききたい。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援を頂いた。この場をお借りして感謝申しあげたい。

6. NISA の周知・広報について

- NISA の周知・広報について、まずは、皆様の日頃のお取組みに感謝申し上げます。NISA の口座数は 2023 年 9 月末時点で 2,000 万口座を突破し、買付額は 34 兆円を超えた。NISA 制度を活用し、多くの方々に、各々のライフプランに応じた安定的な資産形成に取り組んでいただきたいと考えている。
- こうした中で、金融庁・財務局においては、NISA に関する適切な周知・広報に向けて、足元、3 点に取り組んでいる。
- 第一に、2023 年 11 月下旬に、NISA に関するオンラインセミナーを開催した。これは、試行的に、国家公務員や地方公務員に対して行ったものであるが、延べ 1 万人以上が参加したほか、地域のメディアに取り上げられるなど、NISA に対する関心の高さが伺えた。セミナーの動画は、一般の方がご覧いただけるよう、金融庁ウェブサイトにて公開している。
- 第二に、2023 年 12 月から 2024 年 2 月にかけて、ハイブリッド形式のイベントを計 3 回開催予定である。著名人を招き、トーク形式で、楽しく、わ

かりやすく NISA や資産形成についてお伝えしたいと考えている。2023 年 12 月に開催した第 1 回には、400 名以上（オンラインを含めると 3,000 名以上）の方に来場いただいたが、「登壇した著名人をきっかけに NISA に関心を持った」という声が聞かれた、（経済系のみならず）芸能系の報道番組に取り上げられたなど、これまで NISA に関心がなかった層へのアプローチとして手応えを感じている。

イベントの詳細は、資料にもある金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているので、ご関心がある顧客、担当者等への紹介等いただきたい。

（参考）イベント特設サイト

https://www.fsa.go.jp/user/nisa_mirai_produce/index.html

- 第三に、金融庁の NISA 特設ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、「つみたてワニーサ」X（旧 Twitter）アカウントでの情報発信の強化にも取り組んでいる。新しい特設ウェブサイトでは、特に新しい NISA の活用イメージを充実させているため、NISA の活用方法に悩まれている顧客への説明などで活用いただきたい。また、ワニーサ X アカウントのフォロワーは、2023 年 11 月から約 18%（約 1,700 アカウント）増加しており、こういった場面でも NISA の「ファン」を増やしていきたいと思う。新しい NISA の開始に向け、様々なツールを活用し、新しく NISA を始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組みたいと考えている。
- 最後に、2024 年 1 月は制度の移行初期という大変重要な時期である。金融機関においては、既に申し上げている NISA に関する適切な周知や、NISA 口座の開設も含めた顧客対応に万全を期していただきたい。特に、NISA における顧客の金融商品選択に関与するに当たっては、顧客のニーズを適切に把握し、顧客本位の業務運営の確保を徹底していただきたい。また、2023 年の国会審議の場でも取り上げられ、別途事務的に周知させていただくが、例えば、東日本大震災における原発事故の避難者の方々においては、住民票に記載されている住所と現住所が異なる場合がある。このような方々が NISA 口座を開設する場合は、本人確認書類として、避難元の自治体が発行する避難証明書を活用して口座開設が可能となるので、ご留意いただきたい。
- 金融庁・財務局としては、今後、販売会社の対応も含む、NISA 開設や運用の状況を注意深くモニタリングしていく予定である。引き続き、官民一

体となって、国民の皆様が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えており、ご協力を賜りたい。

7. 資産運用立国の実現に向けた情報発信等の強化について

- 政府は、2023年12月13日に「資産運用立国実現プラン」を策定・公表した。今後、プランの施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるための関係者との対話や、日本市場の魅力等に関する情報発信が重要である。
- このため、内外の関係事業者や投資家等と連携しつつ、「資産運用フォーラム」を立ち上げることとしており、2023年末、そのための準備委員会を設立した。皆様におかれても、イベント開催等を通じ、情報発信等の強化にぜひご協力いただきたい。

8. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、2023年11月下旬、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」の設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただきたい。

9. サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログの設置

- 経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進していくには、幅広い投資家に魅力的なGXその他のサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していくことが重要である。
- 金融庁は、商品組成を担う国内外の資産運用会社、投資を受ける企業、個人投資家など、幅広い関係者による対話の場である「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を2023年12月に設置した。投資信託協会からも参加をいただき感謝申し上げます。
- 本ダイアログは、2024年6月までに計4回程度開催し、その後、投資商品の充実に向けた「メッセージ」を取りまとめて発信する。国内におけるサステナビリティ投資商品に係る課題・状況等について、実務的な観点から、是非活発な議論をお願いしたい。

10. 投資信託協会と日本投資顧問業協会について

- 投資信託協会と日本投資顧問業協会の今後の在り方についての検討をお願いしたい。
- 両協会においては、従前より、それぞれの自治と専門性に基づき、国民の安定的な資産形成に貢献してきたものと承知しているが、今般の「資産運用立国実現プラン」は、幅広い資産運用業の改革・高度化に取り組むものであり、今後、資産運用業界が果たすべき役割も、これまで以上に大きなものとなる。
- このような状況下、資産運用立国の実現を強力かつ一体的に推進していくためには、自主規制機関としても、資産運用業界全般を統一的に広くカバーするとともに、一層の機能強化・集約化が必要ではないかと考えており、両協会の統合に向けた検討を行っていただきたい。
- 両協会ともその歴史は古く、統合に向けては様々な困難があるかもしれないが、金融庁としても全面的に協力させて頂くので、この機会に是非とも前向きに検討していただきたい。

11. 資産運用立国実現プランについて

- 「資産運用立国実現プラン」に関し、監督部門の取組みとして、「資産運用力の向上やガバナンス改善・体制強化」と「一者計算の普及」の二点について、それぞれお願いしたい。
- まず、「資産運用力の向上やガバナンス改善・体制強化」に関し、現在、特に大手金融機関グループに対し、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略の位置付けのほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、運用力やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請しているところ。
- 成長と分配の好循環の実現のためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業が国民から信頼される存在になるとともに、その運用力の向上が不可欠であり、グループ体となって主体的な取組みをお願いしたい。
- なお、2024年1月中を目途に、各社の取組みを一覧できるページを当庁ウェブサイト上で公開することを検討しているので、金融グループに所属しない資産運用会社も含め、運用力向上等に向けたプランを策定・公表し、当庁ウェブサイト上への掲載を希望される場合には、当庁まで連絡をいただきたい。
- 次に、「日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正」に関し、投資信託の基準価額に係る二重計算について、業界における計理処理の標準化等の取組等を通じて、一者計算の普及に向けた環境整備を行うとされているところ。
- この点、業界における環境整備については、貴協会が設置した検討会が中心となって、主導的に検討が進められているものと承知しており、この場を借りて、感謝申し上げます。
- 一者計算の実現・浸透に向けては、皆様のご尽力が必要不可欠であり、引き続き、関係者一丸となって取組を進めていただきたい。当庁としても、マテリアリティポリシーの明確化に関する監督指針改正など、必要な対応を行い、皆様の取組を後押ししていきたい。

(以上)